

地域内交通「下繁田再賀線」運賃（案）の意見募集結果について

1 道路運送法第9条第5項 概要

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、住民、利用者その
利害関係者の意見を反映させるため、意見募集の実施などが義務化されています。

2 意見募集

(1) 実施方法

市ホームページへ掲載し、意見等の提出書の提出により募集

【令和8年8月17日公開】

(2) 募集期間

令和8年8月17日（月）～8月23日（日）まで

(3) 意見募集結果

意見なし